

長時間労働削減を始めとした働き方改革の推進に関する要請書 ～全員参加で香川の「働く」を支える～

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を展開して、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進することとしております。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関してご理解、ご協力をいただいているところですが、勤労感謝の日がある11月に、あらためて、「長時間労働の削減」や「年次有給休暇が取得しやすい環境整備」のほか、「長時間労働を前提とした労働慣行や商慣行からの脱却」、「短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの取引事業者に対する「しわ寄せ」の防止」、「労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁」等の取組みが働き方改革の実現に必要であることについて、会員等に改めて周知のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、働き過ぎをなくすという課題は、必ずしも各事業場の労使のみの対応で成しえるものではありません。消費者・発注者である県民一人ひとりが、商品やサービスの提供には、働く人の長時間労働に支えられているものがあることを理解していただく必要があります。また、労働者が所定労働時間外に働いてサービスを提供するよう求められる状況を変えるため、サービスを受ける側が昼間・平日に休暇取得するなど、サービスを提供する側の労働者に時間外・休日労働を生じさせない配慮が必要です。

こうしたことから、令和5年10月に行った「香川働き方改革共同宣言」の取組みを一層進めていくこととしておりますので、貴団体におかれましてもご協力をお願いいたします。

令和6年10月31日

日本労働組合総連合会香川県連合会
会長 福家良一 殿

香川労働局長 栗尾保和

(参考) 香川働き方改革共同宣言

1. 産業界において、著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更を避けるなど、取引先の事業者等に長時間労働を生じさせないよう取引上配慮する慣行の定着を進める。
2. 広く県民に対し、消費者などとしての立場から働く人の長時間労働を生じるような習慣をなくしていくアクションを呼びかけていただきたいこと。また、各県民にそうしたアクションを他の方にも広めてもらうよう、呼びかける。

長時間労働削減を始めとした働き方改革の推進に関する要請書 ～全員参加で香川の「働く」を支える～

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を展開して、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進することとしております。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関してご理解、ご協力をいただいているところですが、勤労感謝の日がある11月に、あらためて、「長時間労働の削減」や「年次有給休暇が取得しやすい環境整備」のほか、「長時間労働を前提とした労働慣行や商慣行からの脱却」、「短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの取引事業者に対する「しわ寄せ」の防止」、「労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁」等の取組みが働き方改革の実現に必要なことについて、会員等に改めて周知のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、働き過ぎをなくすという課題は、必ずしも各事業場の労使のみの対応で成しえるものではありません。消費者・発注者である県民一人ひとりが、商品やサービスの提供には、働く人の長時間労働に支えられているものがあることを理解していただく必要があります。また、労働者が所定労働時間外に働いてサービスを提供するよう求められる状況を変えるため、サービスを受ける側が昼間・平日に休暇取得するなど、サービスを提供する側の労働者に時間外・休日労働を生じさせない配慮が必要です。

こうしたことから、令和5年10月に行った「香川働き方改革共同宣言」の取組みを一層進めていくこととしておりますので、貴団体におかれましてもご協力をお願いいたします。

令和6年10月23日

香川県中小企業団体中央会
会長 古川 康 造 殿

香川労働局長 栗尾 保 和

(参考) 香川働き方改革共同宣言

1. 産業界において、著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更を避けるなど、取引先の事業者等に長時間労働を生じさせないよう取引上配慮する慣行の定着を進める。
2. 広く県民に対し、消費者などとしての立場から働く人の長時間労働を生じるような習慣をなくしていくアクションを呼びかけていただきたいこと。また、各県民にそうしたアクションを他の方にも広めてもらおうよう、呼びかける。

長時間労働削減を始めとした働き方改革の推進に関する要請書 ～全員参加で香川の「働く」を支える～

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を展開して、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進することとしております。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関してご理解、ご協力をいただいているところですが、勤労感謝の日がある11月に、あらためて、「長時間労働の削減」や「年次有給休暇が取得しやすい環境整備」のほか、「長時間労働を前提とした労働慣行や商慣行からの脱却」、「短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの取引事業者に対する「しわ寄せ」の防止」、「労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁」等の取組みが働き方改革の実現に必要であることについて、会員等に改めて周知のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、働き過ぎをなくすという課題は、必ずしも各事業場の労使のみの対応で成しえるものではありません。消費者・発注者である県民一人ひとりが、商品やサービスの提供には、働く人の長時間労働に支えられているものがあることを理解していただく必要があります。また、労働者が所定労働時間外に働いてサービスを提供するよう求められる状況を変えるため、サービスを受ける側が昼間・平日に休暇取得するなど、サービスを提供する側の労働者に時間外・休日労働を生じさせない配慮が必要です。

こうしたことから、令和5年10月に行った「香川働き方改革共同宣言」の取組みを一層進めていくこととしておりますので、貴団体におかれましてもご協力をお願いいたします。

令和6年10月23日

香川県商工会連合会
会長 篠原公七 殿

香川労働局長 栗尾保和

(参考) 香川働き方改革共同宣言

1. 産業界において、著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更を避けるなど、取引先の事業者等に長時間労働を生じさせないよう取引上配慮する慣行の定着を進める。
2. 広く県民に対し、消費者などとしての立場から働く人の長時間労働を生じるような習慣をなくしていくアクションを呼びかけていただきたいこと。また、各県民にそうしたアクションを他の方にも広めてもらうよう、呼びかける。

長時間労働削減を始めとした働き方改革の推進に関する要請書 ～全員参加で香川の「働く」を支える～

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を展開して、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進することとしております。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関してご理解、ご協力をいただいているところですが、勤労感謝の日がある11月に、あらためて、「長時間労働の削減」や「年次有給休暇が取得しやすい環境整備」のほか、「長時間労働を前提とした労働慣行や商慣行からの脱却」、「短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの取引事業者に対する「しわ寄せ」の防止」、「労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁」等の取組みが働き方改革の実現に必要であることについて、会員等に改めて周知のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、働き過ぎをなくすという課題は、必ずしも各事業場の労使のみの対応で成しえるものではありません。消費者・発注者である県民一人ひとりが、商品やサービスの提供には、働く人の長時間労働に支えられているものがあることを理解していただく必要があります。また、労働者が所定労働時間外に働いてサービスを提供するよう求められる状況を変えるため、サービスを受ける側が昼間・平日に休暇取得するなど、サービスを提供する側の労働者に時間外・休日労働を生じさせない配慮が必要です。

こうしたことから、令和5年10月に行った「香川働き方改革共同宣言」の取組みを一層進めていくこととしておりますので、貴団体におかれましてもご協力をお願いいたします。

令和6年10月25日

香川県経営者協会

会長 本田典孝 殿

香川労働局長 栗尾保和

(参考) 香川働き方改革共同宣言

1. 産業界において、著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更を避けるなど、取引先の事業者等に長時間労働を生じさせないよう取引上配慮する慣行の定着を進める。
2. 広く県民に対し、消費者などとしての立場から働く人の長時間労働を生じるような習慣をなくしていくアクションを呼びかけていただきたいこと。また、各県民にそうしたアクションを他の方にも広めてもらおうよう、呼びかける。

長時間労働削減を始めとした働き方改革の推進に関する要請書 ～全員参加で香川の「働く」を支える～

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を展開して、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進することとしております。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関してご理解、ご協力をいただいているところですが、勤労感謝の日がある11月に、あらためて、「長時間労働の削減」や「年次有給休暇が取得しやすい環境整備」のほか、「長時間労働を前提とした労働慣行や商慣行からの脱却」、「短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの取引事業者に対する「しわ寄せ」の防止」、「労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁」等の取組みが働き方改革の実現に必要であることについて、会員等に改めて周知のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、働き過ぎをなくすという課題は、必ずしも各事業場の労使のみの対応で成しえるものではありません。消費者・発注者である県民一人ひとりが、商品やサービスの提供には、働く人の長時間労働に支えられているものがあることを理解していただく必要があります。また、労働者が所定労働時間外に働いてサービスを提供するよう求められる状況を変えるため、サービスを受ける側が昼間・平日に休暇取得するなど、サービスを提供する側の労働者に時間外・休日労働を生じさせない配慮が必要です。

こうしたことから、令和5年10月に行った「香川働き方改革共同宣言」の取組みを一層進めていくこととしておりますので、貴団体におかれましてもご協力をお願いいたします。

令和6年10月25日

香川県商工会議所連合会

会長 綾田 裕次郎 殿

香川労働局長 栗尾保和

(参考) 香川働き方改革共同宣言

1. 産業界において、著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更を避けるなど、取引先の事業者等に長時間労働を生じさせないよう取引上配慮する慣行の定着を進める。
2. 広く県民に対し、消費者などとしての立場から働く人の長時間労働を生じるような習慣をなくしていくアクションを呼びかけていただきたいこと。また、各県民にそうしたアクションを他の方にも広めてもらおうよう、呼びかける。

長時間労働削減を始めとした働き方改革の推進に関する要請書 ～全員参加で香川の「働く」を支える～

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を展開して、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進することとしております。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関してご理解、ご協力をいただいているところですが、勤労感謝の日がある11月に、あらためて、「長時間労働の削減」や「年次有給休暇が取得しやすい環境整備」のほか、「長時間労働を前提とした労働慣行や商慣行からの脱却」、「短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの取引事業者に対する「しわ寄せ」の防止」、「労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁」等の取組みが働き方改革の実現に必要であることについて、会員等に改めて周知のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、働き過ぎをなくすという課題は、必ずしも各事業場の労使のみの対応で成しえるものではありません。消費者・発注者である県民一人ひとりが、商品やサービスの提供には、働く人の長時間労働に支えられているものがあることを理解していただく必要があります。また、労働者が所定労働時間外に働いてサービスを提供するよう求められる状況を変えるため、サービスを受ける側が昼間・平日に休暇取得するなど、サービスを提供する側の労働者に時間外・休日労働を生じさせない配慮が必要です。

こうしたことから、令和5年10月に行った「香川働き方改革共同宣言」の取組みを一層進めていくこととしておりますので、貴団体におかれましてもご協力をお願いいたします。

令和6年10月30日

香川県社会保険労務士会
会長 植田博司 殿

香川労働局長 栗尾保和

(参考) 香川働き方改革共同宣言

1. 産業界において、著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更を避けるなど、取引先の事業者等に長時間労働を生じさせないよう取引上配慮する慣行の定着を進める。
2. 広く県民に対し、消費者などとしての立場から働く人の長時間労働を生じるような習慣をなくしていくアクションを呼びかけていただきたいこと。また、各県民にそうしたアクションを他の方にも広めてもらうよう、呼びかける。